

掛川市条例第24号

掛川市住民投票条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市住民投票条例の一部を改正する条例

掛川市住民投票条例（平成26年掛川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(署名等の収集) 第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、 <u>印を押す</u> ことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。 2～5 （略）	(署名等の収集) 第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名に併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。 2～5 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。